# スマートフォン端末レンタルサービス条項

【2013 年 1 月 18 日版】

この条項は、就労履歴管理システムの利用者に対して、一般社団法人就労履歴登録機構（以下「当機構」という）が、スマートフォン端末の貸出サービスを行う際の条件等を定めたものです。申込みに際しては、以下の条件等を十分理解し、同意いただいた上で、お申し込み下さい。

1. 用語 本条項で使用する次の用語の意味は以下の通りです。

※各条項で定義されているものはそちらをご参照下さい。

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| レンタルサービス | 項番 2 で定めるレンタルサービス |
| レンタルサービス契約 | 本条項に基づき当機構が提供するレンタルサービスに関する契約 |
| 携帯電話サービス | 当機構が指定する携帯電話会社が通信サービス契約約款などに基づき提供する電気通信サービス |
| 契約者 | 本条項に同意し、レンタルサービスの提供を受けるお客様 |
| 本件スマートフォン端末 | レンタルサービスの対象となる当機構所定の携帯電話機本体、データカード端末等の移動体通信端末 |
| 付属品 | 本件スマートフォン端末の充電器及びその他の備品 |
| 契約者回線 | 携帯電話サービス契約に基づき、無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線 |
| 3G チップ | 契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置であって、携帯電話会社が携帯電話サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの |
| レンタルサービス料金 | 項番 2(1)で定めるレンタルサービスの料金 |
| 回線サービス利用料等 | 本件スマートフォン端末にかかる携帯電話サービスの利用料金、手続き料金及び解除料その他の携帯電話サービス契約に基づき契約者が携帯電話会社に対し支払うべき料金等 |
| 紛失等 | 本件スマートフォン端末が紛失、盗難若しくは所有権侵害等の事由により物理的に契約者の管理下を離れること |
| 毀損 | 本件スマートフォン端末が毀損すること（当機構の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従って使用したことにより本件スマートフォン端末が故障した場合及び修理不能の場合を含む） |
| 蓄積データ等 | 本件スマートフォン端末に保存、蓄積又は登録された電話帳情報及びメッセージデータ、有償アプリケーション、画像データ等の情報及びデータ（電子マネー等のデータを含む）並びに ID 及びパスワード |
| デポジット費用 | 契約者がレンタルサービス申込み時に当機構に支払う別表 1 に規定する費用で、本件スマートフォン端末について紛失等又は毀損が発生した場合に、契約者が当機構に支払う損害金又は修理費に充当される費用 |

2. レンタルサービス

(1) レンタルサービスの内容及び料金

(A) レンタルサービス内容: 本件スマートフォン端末を契約者に賃貸するサービス(携帯電話サービスは含まれない)

(B) 料金：当機構が定める台数上限まで無償にて提供します。但し当機構が契約者に請求するデポジット費用、携帯電話会社が契約者に請求する新規事務契約手数料、契約解除料、通信費、ユニバーサルサービス料、MDM（モバイルデバイスマネージメント）などの回線サービス利用料等は契約者の負担とします。

3. レンタル期間

(1) レンタルサービス契約の有効期間（以下「レンタル期間」という）は、引渡日に開始し、2013 年 3 月末日の期間（以下「初期レンタル期間」という）とします。但し、当機構が認めるときは、初期レンタル期間を越えてレンタル期間を設定できるものとします。

4. 申込み

(1) 契約者は、レンタルサービス契約の申込みをするときは、当機構に対し、当機構所定の契約申込書を提出し、別表1に規定するデポジット料を支払うものとします。

(2) 上記(1)の場合において、当機構が要求するときは、契約者は、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、住民票の写しなど契約者等の本人確認書類を含む、契約者がレンタルサービスの提供を受ける際に当機構が必要と判断した書類（以下「確認書類等」という）を提出するものとします。

5. 承諾

(1) 当機構は、契約者が、次の(A)から(F)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、契約者の申込みに対する承諾をします。

(A) 日本国内において設立された法人（当機構が特に認めた団体を含む）であること

(B) レンタルサービス契約の申し込みを行った本件スマートフォン端末の台数分のデポジット費用を当機構に対して支払済であること

(C) レンタルサービス契約の申込みと同時に当機構指定の携帯電話会社と携帯電話サービス契約を申し込むこと

(D) レンタルサービス契約の申込みに際して当機構に提出された当機構所定の契約申込書及び当機構が別途定める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽又は事実に反する記載がないこと

(E) 本人確認ができた契約者であること なお、本人確認とは、当機構が別に定める方法により、契約者情報（契約者の名称（商号）及び本店又は主たる事務所の所在地の確認を行うことをいいます。

(F) 福島市発注の除染事業に係る事業者であること

(2) 当機構は、上記(1)に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件に満たさなくなった申込みに基づき締結されたレンタルサービス契約につき、 レンタルサービス提供の義務を免れ、かつレンタルサービス契約を解除することができるものとします。但し、この場合、当機構は、契約者から受領済みデポジット費用等の返還義務を一切負わないものとします。

(3) レンタルサービス契約は、当機構所定の申込みに対し当機構が承諾したときに成立するものとします。

(4) 本件スマートフォン端末1 台ごとに１つのレンタルサービス契約が成立するものとします。

6. 引渡し

(1) 当機構は、レンタルサービス契約成立後、本件スマートフォン端末を申込用紙に記載の契約者の企業担当者の住所（以下「指定送付先」という）に送付することにより本件スマートフォン端末の引渡しを行うものとします。

(2) 契約者は、上記(1)の引渡しに支障を来たさないよう指定送付先における本件スマートフォン端末の受入準備を完了することとします。

(3) 契約者は、上記(1)の引渡しを受けた場合、本件スマートフォン端末を点検し、何らかの瑕疵を発見した場合は、当該引渡しを受けた日（以下「引渡日」という）に当機構に通知するものとします。当該瑕疵により契約者が携帯電話サービスを利用することができないと当機構が認めた場合、当機構は速やかに当機構所定の代替用のスマートフォン端末（以下「代替機」という）を契約者に送付するものとします。なお、代替機の引渡しについても、本項番６の規定を適用するものとします。

(4) 契約者が引渡日において何らの通知もしなかった場合、本件スマートフォン端末は引渡日において何らの瑕疵なく完全な状態で引き渡されたものとします。

7. 本件スマートフォン端末及び蓄積データ等の使用及び管理

(1) 契約者は、項番６(1)に定める引渡しを受けた本件スマートフォン端末を、引渡日からレンタル期間内において、当機構の指示又は取扱説明書等に記載の用法に従い使用するものとします。本件スマートフォン端末の使用に必要な電源・電力、消耗品代等は、契約者がその負担により提供するものとします。

(2) 契約者は、善良なる管理者の注意をもって本件スマートフォン端末を使用管理するものとし、当機構の承諾なしに、本件スマートフォン端末の改造分解、並びに本件スマートフォン端末に添付され ている 3G チップの他の携帯電話等の機器への差替えを行わないものとします。

(3) 契約者は、本件スマートフォン端末に添付された調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。

(4) 第三者による不正使用等による通信であっても、携帯電話サービスを利用して行われた通信は、全て契約者によって行われたものとみなし、契約者が回線サービス料金等を負担するものとします。

8. 付属品等

(1) 付属品は、レンタルサービス提供の対象範囲外とします。付属品が必要な場合及び付属品の消耗又は故障等があった場合は、契約者が自ら購入するものとします。

(2) 当機構は、契約者が項番９(2)及び項番17に定める本件スマートフォン端末の返却にあたり、本件スマートフォン端末とともに付属品を当機構に送付した場合、特段の定めなき限り、契約者は 当該付属品の所有権を当機構に無償で譲渡したものとみなします。

9. 本件スマートフォン端末の毀損・紛失等の取扱い

(1) 契約者は、本件スマートフォン端末について、理由の如何を問わず紛失等又は毀損が発生した場合、直ちに当機構事務局に通知するものとします。

(2) 上記(1)の場合、契約者は、当機構所定の書面を、自ら運送料を負担することにより当機構 所定の窓口に送付するものとします。なお、本件スマートフォン端末を毀損した場合には、契約者は蓄積データ等を消去のうえ、毀損した本件スマートフォン端末を当該書面と共に送付するものとします。当機構は、本件スマートフォン端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害（システムが利用できなくなる場合を含む）につき一切の責任を負わないものとします。

(3) 契約者は、次に掲げる場合、次の(A)から(C)に定める損害金又は修理費を当機構に支払うものとします。契約者が当機構に対しデポジット費用を支払い済みの場合は、デポジット費用を次の(A)から(C)に定める損害金又は修理費に充当し、不足金が発生した際にはその不足分を当機構に支払うものとします。次のなお、当該損害金又は修理費の支払いは項番１１に定める損害賠償の請求を妨げないものとします。

(A) 本件スマートフォン端末の紛失等が発生した場合：別表 2 に定める紛失等の場合における紛失時損害金（以下「紛失時損害金」という）

(B) 本件スマートフォン端末を毀損した場合：別表 2 に定める毀損の場合における損害金（上限額）を上限とする修理費 （但し、本件スマートフォン端末に係るメーカー保証（無償）の範囲内の故障の場合は、無償）

(C) 本件スマートフォン端末を毀損した場合で、上記(2)に定める期間内に当機構所定の書面の送付及び本件スマートフォン端末の返却がなされない場合：別表２ に定める未返却の場合における損害金。なお、毀損の申告後に本件スマートフォン端末の紛失等が発生した旨を当機構に申告した場合であっても、紛失等の扱いとはなりません。

(4) 契約者による上記(3)の損害金の支払い後は、契約者が紛失等が発生した本件スマートフォン端末を発見した場合であっても、契約者は、本件スマートフォン端末の紛失等の通知の取消し及び損害金又は代物機器の返却を請求することはできないものとします。

10. 蓄積データ等の管理

(1) 契約者は、本件スマートフォン端末及び蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。

(2) 当機構は、原因の如何を問わず（本件スマートフォン端末の紛失等若しくは毀損による場合、ならびに契約者の管理義務違反による場合を含む）、蓄積データ等の漏洩及び不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

11. 損害賠償及び免責

(1) 当機構又は契約者は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、直接かつ現実に発生した損害に限り、賠償する責任を負うものとします。

(2) 上記(1)の定めにかかわらず、契約者による本件スマートフォン端末の使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、当機構は何人に対しても責任を負わず、契約者が自 らの責任と費用負担でこれを処理、解決するものとします。

(3) 当機構は、本件スマートフォン端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業に伴い契約者に費用が発生した場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

(4) 当機構は、本件スマートフォン端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したこと又は実施しなかったことに起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。

(5) 当機構は、契約者が本条項のいずれかーに違反した場合においては、本条項に従った通常のレンタルサービスの利用を保証しないものとします。

12. レンタルサービス契約内容の変更

(1) 契約者は、契約申込書の記載内容(住所等)に変更があるときは、事前に当機構所定の用紙により当機構あてに直接通知するものとします。

(2) 契約者は、オプションサービスの変更(追加、適用解除)を希望する場合、当機構所定の用紙により申し出を行うものとします。

13. レンタルサービス契約の解約

(1) 契約者がレンタルサービス契約を解約する場合は、当機構所定の方法に従い、当機構に書面にて通知するものとします。

(2) 上記(1)の通知があった場合、レンタルサービス契約は、当機構が当該通知を受理した日の属する月の末日をもって終了するものとします。

(3) レンタルサービス契約の終了時点で存在する一切の債務については、レンタルサービス契約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

14. レンタルサービス契約の解除

(1) 契約者が次の(A)乃至(F)の一に該当した場合、当機構は、何ら催告することなしに、レンタルサービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(A) 契約者が本件スマートフォン端末にかかわる回線サービス利用料等の支払いを怠ったとき

(B) 契約者の財産につき差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき

(C) 支払不能若しくは支払停止に陥り、又は破産、民事再生、会社更生、又は特別清算の申立てがあったとき

(D) 営業の廃止若しくは変更、又は合併によらない解散の決議をしたとき

(E) 振出し又は裏書した手形、又は小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき

(F) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき

(2) 契約者が本条項の規定に違反した場合、当機構は、相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求める催告を行うことができるものとし、当該期間経過後、なおも契約者が違反事 由を解消しなかったとき、当機構はレンタルサービス契約を解除することができるものとします。

(3) 上記(1)及び(2)によりレンタルサービス契約が解除された場合、契約者は、直ちに当機構に対する債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに全ての債務を弁済するものとします。

(4) 上記(1)乃至(3)の規定は、当機構から契約者に対する損害賠償 請求を妨げないものとします。

15. レンタルサービスの廃止

(1) 当機構は、レンタルサービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、予め廃止しようとするレンタルサービスを利用している契約者に通知します。この場合において、当機構が定める廃止日(以下「廃止日」という)をもってレンタルサービス契約は終了するものとします。

16. レンタルサービス契約の終了と携帯電話サービス契約の終了

(1) 理由の如何を問わず、本件スマートフォン端末に係る携帯電話サービス契約が終了した場合、当該本件スマートフォン端末に係るレンタルサービス契約は、当該携帯電話サービス契約の 終了日をもって終了するものとします。

(2) 契約者は、レンタルサービス契約が終了した場合、当該レンタルサービス契約に係る携帯電話サービス契約の解除手続きを行うものとします。

17. 本件スマートフォン端末の返却とデポジット費用の取り扱い

(1) 契約者は、次の(A)、(B)のいずれかに該当する場合、本件スマートフォン端末にかかる蓄積データ等の一切を消去し、本件スマートフォン端末を下記の該当する期限までに当機構所定の窓口に返却するものとします。なお、送料は、契約者の負担とします。

(A) 理由の如何を問わず、レンタルサービス契約が終了または解除となったとき: 解約日から 10 日以内

(2) 契約者が上記(1)に定める手続きにより本件スマートフォン端末の返却を行わない場合、契約者は別表 2 に定める未返却の場合における損害金を、当機構に支払うものとします。解約後 に本件スマートフォン端末の紛失等が発覚した場合も紛失等の扱いとはなりません。

(3) 当機構は、上記(1)の本件スマートフォン端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、契約者又は第三者に生じた損害(システムが利用できなくなる場合を含むが、これらに限られない)につき一切の責任を負わないものとします。

(4) 当機構は、レンタルサービスの終了に際して、本項(1)の規定に基づき契約者より当機構に対して当機構の定める基準に基づき毀損なく本件スマートフォン端末の返却があった場合は、項番9(3)及び本項(2)にて損害金又は修理費の充当のなかったデポジット費用を契約者に返還するものとします。但し、項番14及び項

番20に起因するレンタルサービス契約の解除の際にはデポジット費用の返還はしないものとします。

18. 譲渡等の禁止

(1) 契約者は、本件スマートフォン端末を第三者に対して譲渡、質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

(2) 契約者は、レンタルサービス契約における契約上の地位の譲渡及び本件スマートフォン端末の転貸を行うことはできないものとします。

(6) 仮処分、差押え、仮差押え、公租公課の滞納処分その他第三者が本件スマートフォン端末の所有権を侵害し、又は侵害するおそれのある事由が生じた場合、契約者は、当機構に対し直ちに通知するものとします。この場合において、契約者は、当該第三者に対し、本件スマートフォン端末が契約者以外の者の所有にかかる物件であって自己の所有物でないことを主張立証するものとします。

19. 契約者の地位の承継 法人の合併若しくは会社分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業 を承継する法人は、契約者回線及び本件スマートフォン端末等当機構所定の事項につき、当機構所定の書面(事実確認のために当機構が指定する書類を含む)を当機構に提出するものとします。

20. 反社会的勢力の排除

(1) 契約者は、当機構に対し、レンタルサービス契約の申込み時において、契約者(契約者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢 力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) 契約者は、当機構が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。

(3) 当機構は、契約者又はレンタルサービス契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、レンタルサービス契約を解除することがで きるものとします。

(4) 契約者がレンタルサービス契約に関連する契約(以下「関連契約」という)を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的 勢力に属すると判明した場合、当機構は契約者に対して関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、契約者が速やかにこれに応じなかった場合は、当機構は直ちにレンタルサービス契約を解除することができるものとします。

(5) 当機構が、上記(3)又は(4)の規定により、本契約を解除した場合には、当機構はこれによる契約者の損害を賠償する責を負わないものとします。

21. 本条項の変更 当機構は、本条項を変更することがあります。この場合には、レンタルサービス契約の提供条件は、変更後の本条項の定めによります。

22. 裁判管轄権 レンタルサービス契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

以上

別表1 デポジット費用

端末の種類によって金額が異なります。
iPhone4S 16GB を優先的にご利用頂きますが、在庫がなくなり次第 iPhone5 16GB のご利用となります。
35, 520円(税込)／本件スマートフォン端末(iPhone4S 16GB)1 台あたり
51, 360円(税込)／本件スマートフォン端末(iPhone5 16GB)1 台あたり

別表2 紛失等、毀損の損害金

(1) スマートフォン端末について
端末の種類(端末代金)によって金額が異なります。
iPhone4S 16GB を優先的にご利用頂きますが、在庫がなくなり次第 iPhone5 16GB のご利用となります。

| 項目 | 金額(本件スマートフォン端末(iPhone4S 16GB)1 台あたり) |
|---|---|
| 紛失時損害金 | 35, 520円(税込) |
| 毀損の場合における損害金(上限額) | 35, 520円(税込) |
| 未返却の場合における損害金 | 35, 520円(税込) |

| 項目 | 金額(本件スマートフォン端末(iPhone5 16GB)1 台あたり) |
|---|---|
| 紛失時損害金 | 51, 360円(税込) |
| 毀損の場合における損害金(上限額) | 51, 360円(税込) |
| 未返却の場合における損害金 | 51, 360円(税込) |

以上